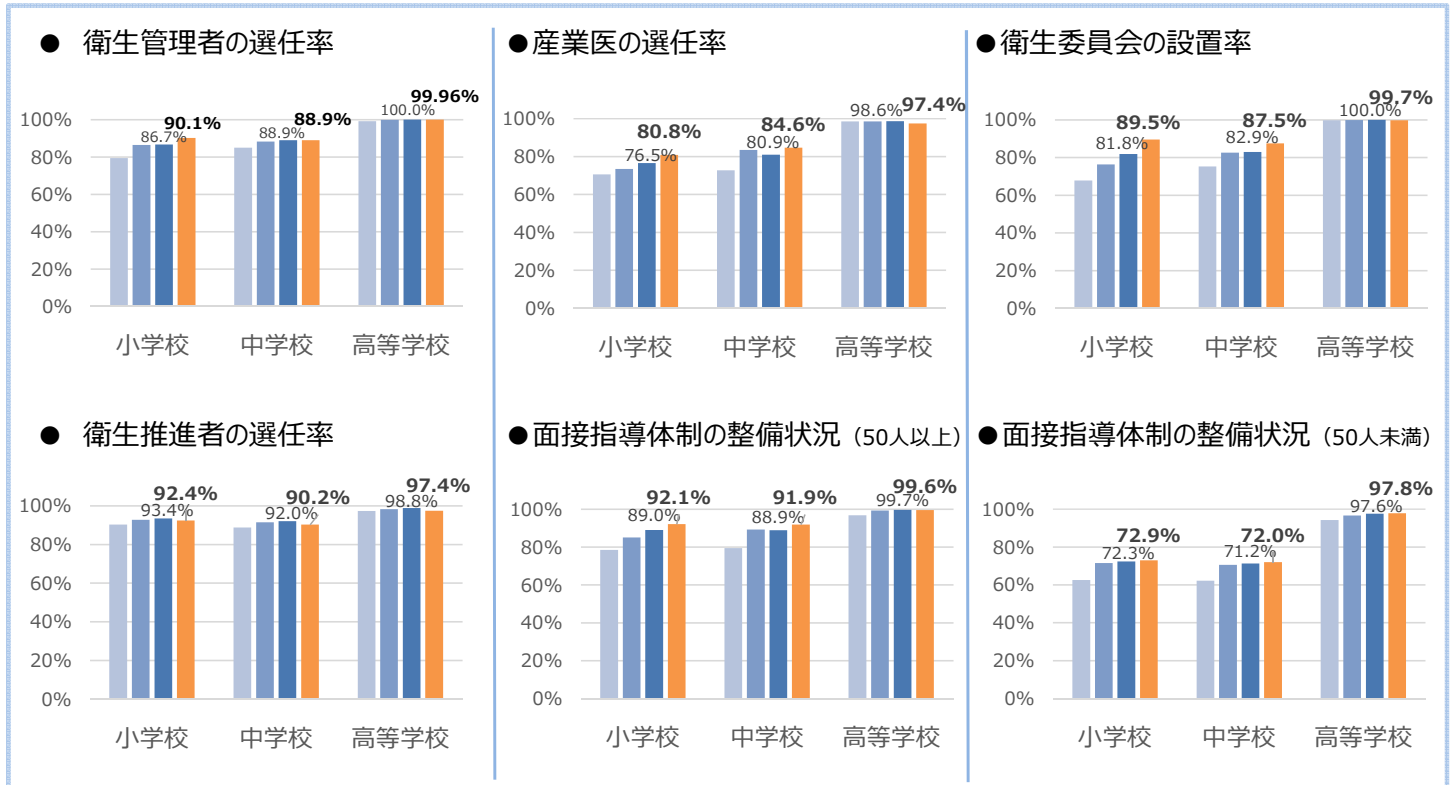


労働安全衛生管理体制の整備について④

- 公立学校における労働安全衛生管理体制等の整備状況は、前回調査に比べて、全体的な傾向として概ね横ばい。
- 項目別では、50人未満の公立学校における面接指導体制の整備率が特に低く、小中学校における衛生管理者や産業医の選任、衛生委員会の設置等に関する状況も依然として低い水準。
- 体制整備が進まない理由としては、関係法令等の認識不足、有資格者の不在、財政的な事情、勤務時間の把握が不十分等。

■平成22年 ■平成24年 ■平成26年 ■平成29年（文部科学省調べ）



※ 選任率・設置率：選任・設置を要する事業場のうち実際に選任・設置している事業場の割合

労働安全衛生管理体制の整備について⑤

4. 主な文部科学省の取組

< 1. 公立学校における労働安全衛生管理体制の整備状況に関する調査 >

- 隔年で各都道府県及び市町村に対して調査を実施し、その結果を通知するとともに、労働安全衛生管理体制整備の際の留意点について周知することで各都道府県における体制整備を促進。

<平成30年12月に周知した労働安全衛生管理体制整備の際の留意点>

- ・関係法令等の認識不足 → 啓発資料（リーフレット）・体制整備の際の留意点の再周知
- ・有資格者の不足 → すでに資格を有している者（保健体育教諭や養護教諭等）の活用方策について再周知
- ・財政的な事情 → 産業医の選任や面接指導体制の整備に係る地方財政措置の活用について再周知
- ・勤務時間の正確な把握ができていない → 働き方改革推進法による労働時間の客観的な把握の義務化について再周知

< 2. 通知等による指導 >

- 近年の主な通知

平成27年5月 労働安全法の一部を改正する法律等の施行について（通知）（※ストレスチェック制度の導入等について）

平成30年3月 平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について（通知）

（※50人未満の学校を含む全ての学校におけるストレスチェック制度の適切な実施等）

平成30年10月 働き方改革推進法による改正後の労働安全衛生法等の施行について（通知）

（※産業医・産業保健機能の強化、面接指導の確実な実施、労働時間の把握の義務化等）

平成30年12月 公立学校等における労働安全衛生管理体制等に関する調査について（結果）

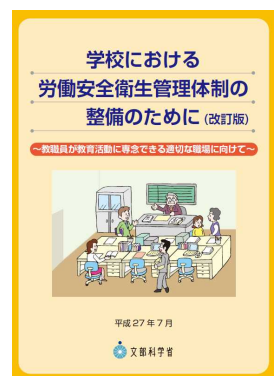
（※体制整備状況の調査結果を通知するとともに、体制整備の際の留意点について周知）

※このほか、毎年各都道府県教育委員会や私学主管課の担当者会議等において周知を実施。

< 3. 啓発資料の作成 >

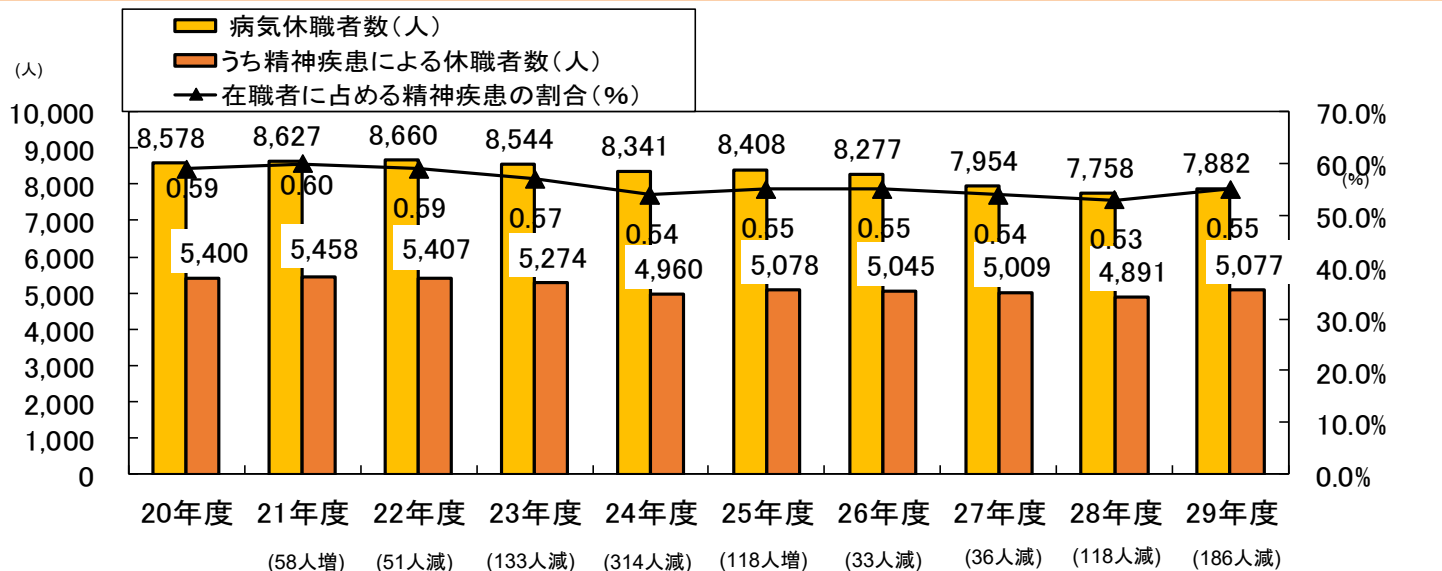
- 学校管理職等を対象とした啓発資料（リーフレット）を作成、各都道府県・指定都市教育委員会等へ配布。（平成24年3月、平成27年7月）

学校における労働安全衛生管理体制の整備のために（平成27年）



公立学校教育職員の病気休職者の推移

○ 公立学校教育職員の病気休職者及び精神疾患の割合は横ばい傾向である。



※年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対年度比の増減を示す。

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
在職者数(A)	915,945	916,929	919,093	921,032	921,673	919,717	919,253	920,492	920,058	920,760
病気休職者数(B)	8,578	8,627	8,660	8,544	8,341	8,408	8,277	7,954	7,758	7,882
うち精神疾患による休職者数(C)	5,400	5,458	5,407	5,274	4,960	5,078	5,045	5,009	4,891	5,077
在職者比(%)										
(B) / (A)	0.94	0.94	0.94	0.93	0.90	0.91	0.90	0.86	0.84	0.85
(C) / (A)	0.59	0.60	0.59	0.57	0.54	0.55	0.55	0.54	0.53	0.55
(C) / (B)	63.0	63.3	62.4	61.7	59.5	60.4	61.0	63.0	63.0	65.1

※「在職者数」は、当該年度の「学校基本統計報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員(本務者)の合計。

(出典)「公立学校教育職員の人事行政状況調査(平成29年度)」

公立学校教育職員の精神疾患による休職者の休職発令後の状況

	平成30年4月1日現在の状況			
	復職	引き続き休職	退職	合計
平成29年度中新規に休職発令された者(A)	1,153人	1,434人	500人	3,087人
	37.4%	46.5%	16.2%	—
平成28年度中又はそれ以前に休職発令され、平成29年度も引き続き休職となっている者(B)	841人	626人	523人	1,990人
	42.3%	31.5%	26.3%	—
合計(A+B)	1,994人	2,060人	1,023人	5,077人
	39.3%	40.6%	20.1%	—

(出典)「公立学校教育職員の人事行政状況調査(平成29年度)」

教員のメンタルヘルスに関するこれまでの文部科学省の取組①

有識者会議の実施

○平成24年1月、教職員のメンタルヘルスについて原因と課題を整理した上で、専門的見地から必要な取組を検討する「**教職員のメンタルヘルス対策検討会議**」を設置。平成25年3月に「**最終まとめ**」を公表。

○教職員本人のセルフケア、校長等によるラインによるケア、教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるような良好な職場環境・雰囲気醸成等も含めた**予防的な取組を推進**するとともに、**復職支援**として、心身の快復状況に加え、業務を滞りなく行えるか等の本人の状況、産業医・嘱託精神科医等の意見などを踏まえて、教育委員会において慎重に判断することや、復職後の適切な経過観察、日頃からの職場の雰囲気づくり、校務分掌上の配慮、体制整備・充実が必要とした。(P6～P9参照)

委託事業の実施

○平成26・27年度「**精神科医を活用した教職員のメンタルヘルス対策調査研究事業**」として、都道府県・指定都市教育委員会に精神科医等を配置し、**教職員の精神疾患の予防的取組や精神疾患による休職者の復職支援**に関する調査を実施。(平成28年度においては、有識者等によるサポートチームを教育委員会に設置する「**学校サポートチームの構築推進事業**」の一部として実施。)

研修の実施

○独立行政法人教職員支援機構が実施する**教職員等中央研修**では、校長研修、副校長・教頭等研修、中堅教員研修のそれぞれにおいて、メンタルヘルスマネジメントについての研修を実施。

○文部科学省が実施する**管理主事等研修**において、講演テーマや演習の題材として取り上げ、メンタルヘルス対策についての研修を実施。

42

教員のメンタルヘルスに関するこれまでの文部科学省の取組②

平成28年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果に係る留意事項について(通知)
(平成30年3月5日付け29文科初第1533号初等中等教育局長通知)【抜粋】

第1 分限・懲戒等

1 病気休職

(1) メンタルヘルス対策の推進

教育職員の精神疾患による病気休職者数は、3年連続で微減しているものの、依然として5,000人前後で推移しており、メンタルヘルス対策の充実が喫緊の課題となっている。こうした状況を踏まえ、「**教職員のメンタルヘルス対策について(最終まとめ)**」(平成25年3月29日)及び以下の事項等に留意の上、メンタルヘルス対策に一層積極的に取り組むこと。

① 予防的な取組の推進

メンタルヘルス対策は、まず第一に、予防的な取組が極めて重要である。**本人のセルフケアの促進、校長等のラインによるケアの充実、良好な職場環境・雰囲気醸成等の取組を推進**するとともに、これらを人事管理や学校運営と関連づけて、効果的・効率的にメンタルヘルス対策の推進を図ること。

② ストレスチェック等の取組の推進

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)により創設された、心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「**ストレスチェック**」という。)及びその結果に基づく面接指導の実施を事業者¹に義務づけること等を内容とした**ストレスチェック制度**は、労働者のメンタルヘルス不調の未然防止を強化するものであり、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知してストレスの状況についての気付きを促し、個々の労働者のストレスを低減させるとともに、職場における**ストレス要因**を評価し、職場環境の改善につなげることで、**ストレスの要因そのものを低減するよう努めること**を事業者に求めるものである。

こうした趣旨を踏まえ、「**労働安全衛生法の一部を改正する法律等の施行について**」(平成27年5月25日付け27ス学健第14号初等中等教育局初等中等教育企画課長、高等教育局高等教育企画課長、スポーツ・青少年局学校健康教育課長通知)に基づく**ストレスチェック等の取組を、学校の規模にかかわらず、全ての学校において適切に実施し、メンタルヘルス不調の未然防止に取り組むよう指導**されたいこと。なお、**ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析及びその結果を踏まえた必要な措置**は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第52条の14の規定に基づく**努力義務**であるが、**職場環境におけるストレスの有無及びその原因を把握し、必要に応じて、職場環境の改善を行うことの重要性に留意し、できるだけ実施**することが望ましいこと。

③ 復職支援の取組の推進

精神疾患による病気休職は、回数を重ねるほど再発の可能性が高くなるため、最初の復職支援が極めて重要である。教職員が復職する際には、**心身の快復状況に加え、授業を滞りなく行えるかなど復職プログラム実施中の状況を把握しつつ、産業医・嘱託精神科医等の意見などを踏まえ、教育委員会において慎重に判断**すること。

なお、復職プログラムにおいて、復職後の経過観察を実施していない教育委員会においては、速やかにフォローアップの取組を実施すること。

43

公立学校教員の人事評価制度について

(1) 人事評価制度の概要

- 能力・実績に基づく人事管理を徹底し、より高い能力を持った公務員を育成するとともに組織全体の士気高揚、公務能率の向上を通じて、住民サービス向上を図る目的で、平成26年5月、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」（平成26年法律第34号）が成立し、人事評価制度が導入された（平成28年4月1日施行）。
- 教員の能力と業績を適正に評価し、評価結果が処遇上も報われるようにすることは、教員全体への信頼性を高め、頑張る教員を励まし応援していく上で重要。
- 公立学校の教員のうち、県費負担教職員の任命権者は都道府県教育委員会であるが、人事評価については、都道府県教育委員会の計画の下に市町村教育委員会が行うものとされている。（地教行法第44条）

人事評価制度のポイント

- ①「能力評価」と「業績評価」の2つを実施
- ②人事評価の結果は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用される

能力評価

職員が職務を遂行するにあたり発揮した能力を把握

（項目例）責任感、連携・協働姿勢、リーダーシップ（管理職）、知識・技能、企画・計画力、判断力、規律性など

業績評価

職員が果たすべき職務をどの程度達成したかという業績を把握

（項目例）教育成果、工夫改善、効率性、指導育成実績（管理職）、など

※人事評価は、公正に（地公法第23条第1項）、定期的に（地公法第23条の2第1項）行わなければならない。

(2) 人事評価結果の活用

- 人事評価結果の活用状況は右の通り。

活用分野	都道府県・指定都市数
昇任	39
昇格・降給	44
勤勉手当	45
免職・降任	21
配置転換	25
研修	35

活用分野	都道府県・指定都市数
人材育成・資質向上等	42
表彰	24
条件附採用期間の勤務状況判定	37
指導改善研修の認定	25
再任用の決定	13

出典：平成29年度公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省調べ）

44

人事評価の現状

- 人事評価システムについて、全都道府県・指定都市の67教委で導入。
- 人事や給与、表彰、指導改善研修の認定等、人事評価を活用した人事管理が徐々に浸透してきているものの、教育委員会において人事評価制度を改善充実し、一層活用する必要がある。
- 学校評価の目標に基づき各教職員評価の目標が設定されるなど、人事評価と学校評価が連動している教委が、67教委中38教委と半数を超えている。
- 指導改善研修の認定への人事評価の活用について、平成30年4月1日現在67教委中25教委が実施。
- 表彰への人事評価の活用について、平成30年4月1日現在67教委中24教委が実施。

教諭等(管理職を除く教育職員)に対する人事評価の活用状況

活用分野等	活用している教育委員会数(全67教育委員会)			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
昇任	27	29	36	39
昇給・降給	18	25	42	44
勤勉手当	16	24	43	45
免職・降任	10	13	21	21
配置転換	22	22	25	25
研修	30	33	36	35
人材育成・能力開発・資質向上	44	43	42	42
表彰	21	20	24	24
条件附採用期間の勤務状況判定	26	32	37	37
指導改善研修の認定	17	21	25	25
再任用の決定基準	10	12	14	13
その他	8	6	7	7

(出典)「公立学校教職員の人事行政状況調査(平成29年度)」

46

学校評価について

制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

現状と課題

<学校評価等実施状況調査(平成26年度間)から>

○保護者や地域住民による学校関係者評価の実施率は、前回調査時(23年度間)に比べて上昇。

【公立学校93.7%→96.0% 国公立学校合計:83.9%→85.7%】

○一方、94.4%の学校が「学校運営の組織的・継続的改善」において「効果があった」と回答したものの、このうち「大いに効果があった」は20.3%に留まっていることから、**実効性を高めることが今後の課題。**

(参考)・自己評価実施率(公立:99.9%、国立:100%、私立:83.8%、国公立合計:96.7%)

・学校関係者評価実施率(公立:96.0%、国立:95.0%、私立:44.8%、国公立合計:85.7%)

文科省の取組

○各学校や設置者の取組の参考となるよう学校評価ガイドラインを策定(平成22年7月)。

○学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及(平成25年度:8教育委員会)。

○小中一貫教育を実施する学校における学校評価の留意点を盛り込んだ学校評価ガイドラインを改訂(平成28年3月)。

47

①明確な方針の策定

- ・明確な学校教育に関する方針を策定し、各学校の評価目標との関連を図る
- ・各学校の創意工夫に満ちた主体的な取組を尊重しつつ、統一的な様式や共通評価項目、スケジュール等を例示するなど、各学校の取組を推進する

②学校評価に関する好事例の普及と人材育成

③評価結果を踏まえた学校運営の改善・充実

- ・各学校の学校評価が適切に行われているか検証し、学校評価を通じた学校運営改善が円滑に進むよう必要な指導・助言を行う
- ・学校評価の結果等を踏まえ、学校に対する支援や条件整備等の改善を行う

実効性の高い評価とは、教育活動や教育水準の向上、子供の成長につながっているという有用感のある取組。そのための参考となる学校による取組例として以下がある。

(1) 学校内における取組の充実

- ①学校評価における目標の系統化・重点化
- ②全教職員の参加と協働による学校評価の実施
- ③効率的・効果的な学校評価を行う体制づくり(ICTの活用、学校事務職員の活用等)

(2) 学校関係者との連携、協働の推進

- ①情報提供の充実による学校への理解促進と連携強化(HPの充実、学校に触れる機会の提供等)
- ②学校関係者評価委員会の運営の工夫等(学校の現状や課題、改善の手立ての明示等)
- ③外部アンケート等の工夫(項目の精選、学校の持つ指標・データと対比して活用等)

- ◇文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm
- 文部科学省HP [トップ](#) > [教育](#) > [小学校、中学校、高等学校](#) > [学校評価について](#)
- ◇学校評価ガイドライン〔平成22年改訂、平成28年改訂〕
- ◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について(報告)
(平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG)
- ◇学校評価の取組事例(リンク集)
- ◇平成24年度 実効性の高い学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書(概略版)

第4章 「学校及び教師が担う業務の 明確化・適正化」関連

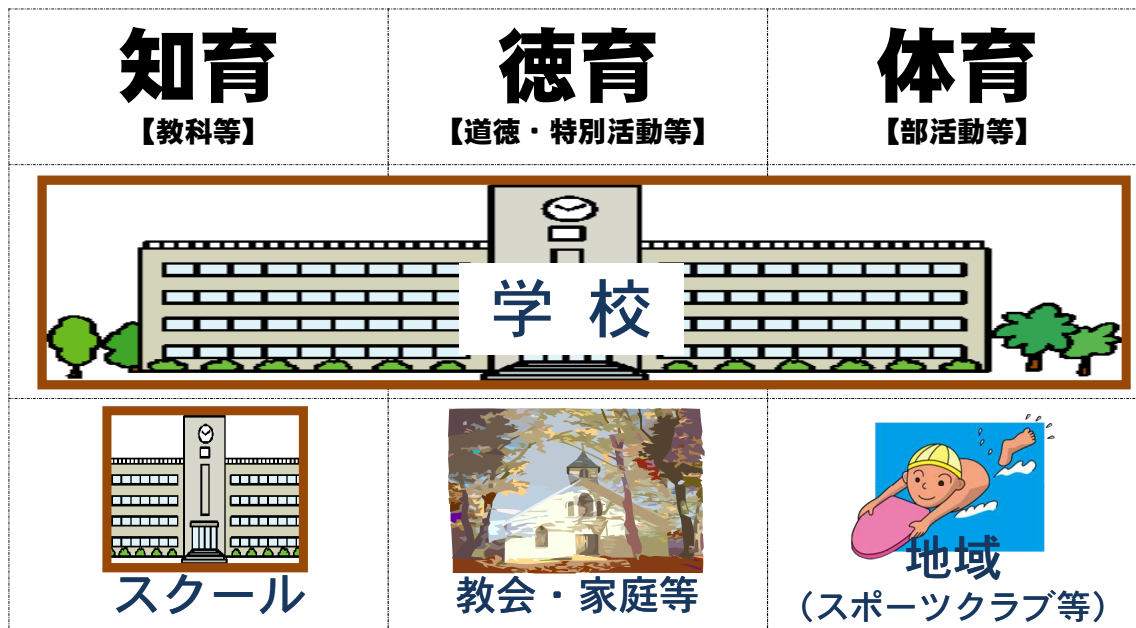
「学校」の在り方の国際比較①

日本の「学校」と、諸外国の「スクール」の在り方は大きく異なる。

→諸外国の教員の業務が主に授業に特化しているのは異なり、

日本の教員は、教科指導、生徒指導、部活動指導等を一体的に行うことが本務。

→日本の学校は地域社会の中核であり、地域コミュニティの活性化に重要。



※体育…部活動は、日・中・韓は学校を中心に行うが、米・英は学校と地域で、独・伊・北欧は地域を中心に行う。

「学校」の在り方の国際比較②（諸外国との相違点）

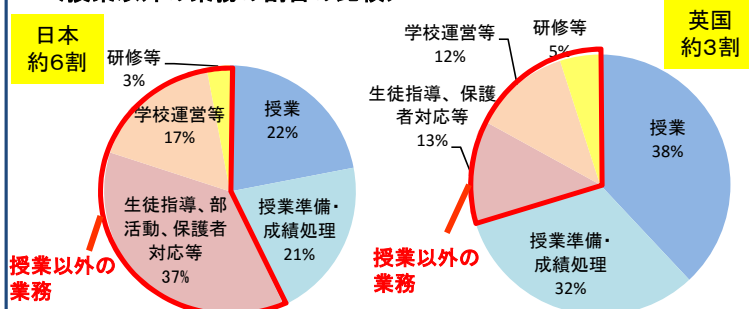
	徳育 【道徳・特別活動等】	体育 【部活動等】	その他
諸外国	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昼食時、教員は職員室で休憩をとり、子供たちの世話は給食スタッフや補助職員が担当。(英国) ・ 給食の時間は、専任の給食スタッフが盛りつけ、配膳、片付けを行う。(イタリア) ・ 給食は子供が食べたいものを選び、食べ残すことも自由。(米国・ロサンゼルス) ・ 半日制が一般的で、学校給食はない。(ドイツ) ・ 知育は学校、徳育(しつけ)は家庭と教会で行うという区分が厳格。(フランス) ・ 出席管理や問題行動対応、生徒のメンタルケア、安全管理、規律維持、保護者面談等は生徒指導主任が行う。(フランス) ・ 校内の掃除は清掃員が行う。(ドイツ、米国・ロサンゼルス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育は、週に1時限のみ、スポーツ団体との連携により実施。(イタリア) ・ 放課後のクラブ活動はなく、地域のサッカークラブ等で活動。(ドイツ) ・ 放課後のスポーツ活動は自治体又は市民活動団体が運営。(フランス) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子供たちはスクールバスで登下校する。(米国) ・ 学校の登下校は必ず保護者やベビーシッターが付き添い。(イタリア) ・ 保護者同伴での登校が一般的。(フランス)
日本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全校集会、遠足、学校行事、給食その他一連の活動が道徳教育の手段として作用。 ・ 掃除や当番などの労働的活動、委員会活動、様々な学校行事などの活動が人格的成長に寄与。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動部活動の実施が一般的。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路等の安全確保に教員が参画。

(出典)・外務省HP・・・(イタリア)ピステッリ小学校(2013年)、(米国)クラレンドン小学校(2014年)、エルマリノ・ランゲージスクール(2014年)
・「新版 世界の学校」2014年 二宮皓編著、学事出版

英国の事例

- ・ 教員の職務内容は学校教員調査委員会の勧告を踏まえて政府が定める「教員給与及び勤務条件に関する文書」にて規定。部活動をはじめとした課外活動については職務とはされていないほか、昼食時の生徒監督を教員に求めることが禁じられている。
- ・ 授業の計画・準備・評価の時間として授業時間の10%以上を確保することとされている。

＜授業以外の業務の割合の比較＞



(出典) 日本: 文部科学省委託調査「教員勤務実態調査」(平成18年度) イギリス: Department for Children, Schools and Families, "Teacher's Workloads Diary Survey 2009"

教職員の分業体制の見直し

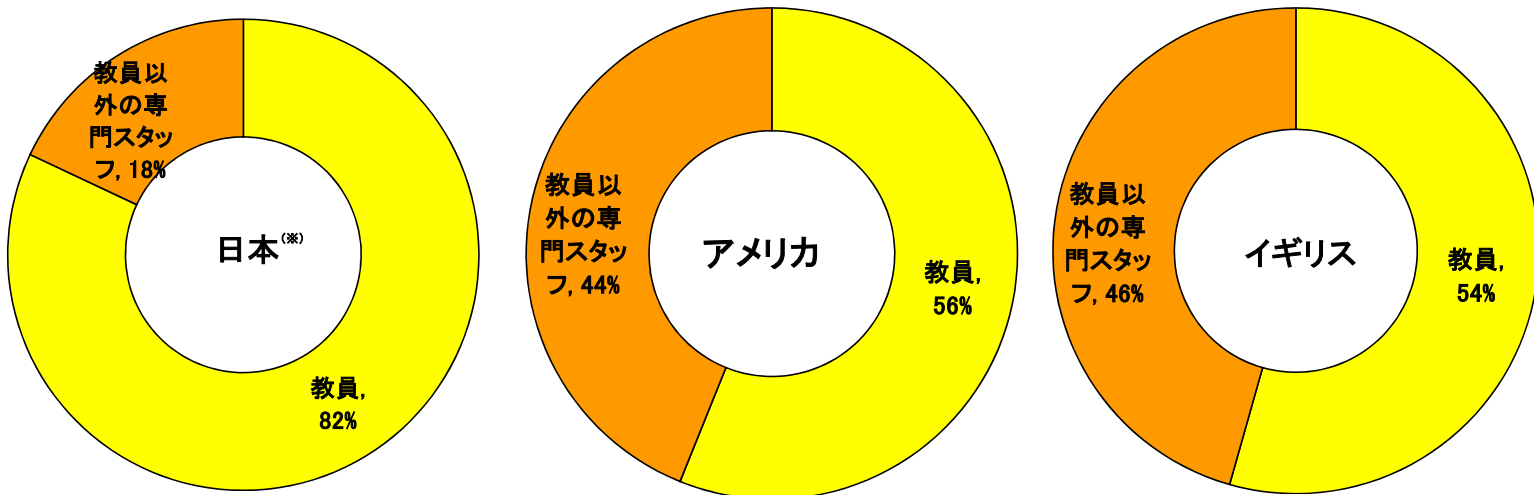
業務	国名									
	アメリカ	イギリス	中国	シンガポール	フランス	ドイツ	日本	韓国		
登下校の時間の指導・見守り	×	×	×	×	×	×	△	×		
欠席児童への連絡	×	×	○	○	×	○	○	○		
朝のホームルーム	×	○	○	×	×	×	○	○		
教材購入の発注・事務処理	×	×	△	×	×	×	△	×		
成績情報管理	○	×	△	○	○	○	○	○		
教材準備(印刷や物品の準備)	○	×	○	○	○	○	○	○		
課題のある児童生徒への個別指導、補習指導	○	×	○	○	○	○	○	○		
体験活動の運営・準備	○	×	○	○	○	○	○	○		
給食・昼食時間の食育	×	×	×	×	×	×	○	○		
休み時間の指導	○	×	○	△	×	○	○	○		
校内清掃指導	×	×	○	×	×	×	○	○		
運動会、文化祭など	○	○	○	○	×	○	○	○		
運動会、文化祭などの運営・準備	○	○	○	○	×	○	○	○		
進路指導・相談	△	○	○	○	×	○	○	○		
健康・保健指導	×	×	○	○	○	○	△	○		
問題行動を起こした児童生徒への指導	△	○	○	○	○	×	○	○		
カウンセリング、心理的なケア	×	×	○	○	○	×	△	×		
授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導	△	×	○	△	×	△	○	△		
児童会・生徒会指導	○	○	○	×	×	○	○	○		
教室環境の整理、備品管理	○	×	△	○	○	○	○	○		
校内巡視、安全点検	×	×	○	×	×	○	△	×		
国や地方自治体の調査・統計への回答	×	×	△	×	×	○	△	×		
文書の受付・保管	×	×	△	×	×	○	△	×		
予算案の作成・執行	×	×	×	×	×	○	×	×		
施設管理・点検・修繕	×	×	△	×	×	×	×	×		
学納金の徴収	×	×	○	×	×	○	△	×		
教師の出張に関する書類の作成	×	×	△	×	×	○	×	×		
学校広報(ウェブサイト等)	×	×	△	×	×	○	○	×		
児童生徒の転入・転出関係事務	×	×	○	×	×	×	△	×		
外部対応に	×	×	○	×	×	×	○	△		
家庭訪問	×	×	○	×	×	×	○	△		
地域行事への協力	○	○	△	×	○	×	△	△		
地域のボランティアとの連絡調整	×	×	△	×	×	○	△	×		
地域住民が参加した運営組織の運営	△	×	×	×	×	△	△	×		

※教員の「担当とされているもの」に○を、「部分的にあるいは一部の教員が担当する場合があるもの」に△を、「担当ではないもの」に×を付けている。三か国以上の国で△又は×が選択されている業務をグレー表示している。全部で40業務設けたが、「出欠確認」、「授業」、「教材研究」、「体験活動」、「試験問題の作成、採点、評価」、「試験監督」、「避難訓練、学校安全指導」、「出欠確認」、「授業」等全ての国で「担当とされているもの」7項目は掲載していない。

国立教育政策研究所『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』(2017)

専門スタッフの割合の国際比較

○初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典: 文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)、「Digest of Education Statistics 2015」、「School Workforce in England November 2015」

※1 日本は小・中学校に関するデータ

※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す

※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す

※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

(2) 指導の仕事

- ・ 教員の補充業務
- ・ 試験監督
- ・ 個別のアドバイスの提供

直接的教育活動

(3) 指導計画・調整の仕事

- ・ 欠席確認
- ・ 出席状況の分析
- ・ 試験の運營業務
- ・ 試験結果の分析
- ・ 大量の印刷
- ・ 文書作成
- ・ 標準的な通信文の作成
- ・ 記録とファイリング
- ・ 教室の掲示物の掲示
- ・ 児童生徒のレポートの整理
- ・ 職業体験学習の運營業務
- ・ 児童生徒データの管理
- ・ 児童生徒データの入力
- ・ 学級のリストの作成

間接的教育活動

(4) 学校運営・事務の仕事

- ・ 集金
- ・ コンピューター等のトラブル対応及び修繕
- ・ ICT機器の新設時の委託業務
- ・ 物品の注文
- ・ 物品の在庫管理
- ・ 物品の分類, 準備, 配布, 管理
- ・ 会議の議事録等の作成
- ・ 入札のコーディネートと文書提出

植田みどり「イギリス」(国立教育政策研究所『諸外国の教員数の算定方式に関する調査報告書(研究代表者:大杉昭英 初等中等教育研究部)』2015年)で示された項目を便宜的に分類。

通学時の責任の分担



アメリカのA小学校のベル時刻

最初のベル	8時40分
玄関オープン	8時45分
二回目のベル	9時00分
下校	3時25分

子供は8時40分から8時45分の間に学校に到着し、学年別に整列して玄関のオープンを待つことになっています。学校は、8時40分から子供の安全確保のための監視を始めます。二回目のベルは授業開始のベルですが、これに遅れた場合には、児童は事務室を訪れ、遅刻証明書を得た後、教室に向かいます。さらに、9時10分を超えて登校する場合には、保護者が子供を事務室に連れて来なければなりません。アメリカの場合には、学校が子供の安全に責任を持つ時間が明確に定められています。

※オフィスアワーの設定あり

教育委員会の責任体制の確立

フランスのA小学校の時間割

時間	月	火	水	木	金
8:30~11:30	授業	授業	授業	授業	授業
11:30~13:30	昼食・昼休み	昼食・昼休み		昼食・昼休み	昼食・昼休み
13:30~15:30	授業	授業		授業	授業
15:30~16:30	授業	課外活動		課外活動	授業
16:30~18:00					

※授業と書かれているセルが「学校教育」。灰色で示されているセルが「学校周辺活動」。

【昼食・昼休みの風景】



【昼食・昼休みの責任者のオフィス】



学校現場における業務の従事率・負担感率(副校長・教頭)

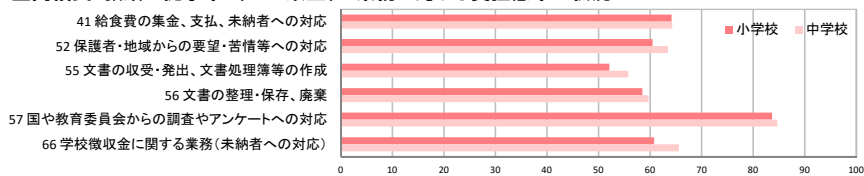
- 副校長・教頭は多岐の業務に従事しており、「学校教育目標の策定、教育課程の編成」をはじめ、「出欠連絡や保護者からの電話連絡への対応、保護者への連絡(緊急時、周知)」、「危機管理(不審者、学校侵入への対応)」、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」など、小学校、中学校ともに従事率が90%を超える業務が多くある。
- 従事率50%以上の業務のうち負担感率が高いのは、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」、「給食費の集金、支払、未納者への対応」等

■副校長・教頭の業務ごとの従事率(50%以上)の状況

番号	業務	小学校	中学校
1	学校教育目標の策定、教育課程の編成、	97.6%	97.0%
2	時間割の作成、教室等使用割当ての作成授業時数の管理	60.7%	59.2%
5	学校行事の年間計画の策定、各種行事の企画	93.4%	94.5%
6	学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け	97.1%	93.9%
10	教材研究、教材作成、授業(実験・学習)の準備	55.8%	43.4%
11	研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成	83.5%	85.9%
14	職場体験、校外学習等の事前打合せ	63.3%	42.0%
15	学年・学級通信の作成、掲示物等の作成・掲示	40.2%	52.3%
18	出欠連絡や保護者から電話連絡への対応、保護者への連絡(緊急時、周知)	98.4%	97.0%
19	清掃指導、教室等の環境整備	79.7%	84.9%
20	登校・下校指導、通学路の点検	92.2%	85.6%
21	危機管理(不審者、学校侵入への対応)	99.2%	99.0%
27	生徒指導、進路・就職指導等に関する関係機関との連携	86.5%	87.5%
28	児童・生徒の問題行動への対応(時間外での家庭訪問、指導を含む)	97.6%	95.5%
29	児童・生徒の指導に関する照会・回答	91.0%	86.7%
30	特別な支援が必要となる児童生徒への対応	95.5%	87.9%
31	児童・生徒、保護者との教育相談	90.5%	76.4%
33	進学・入試に関する業務(調査書・受験書類の作成・点検、合否確認)	32.3%	71.9%
35	学校安全計画、学校労働安全衛生計画、危機管理、防災マニュアル等の作成	98.0%	97.0%
39	給食の衛生管理に関する業務(検査の実施、O-157等の給食事故への対応)	65.2%	57.7%
40	給食指導・安全管理(アレルギー児童生徒への対応)	75.5%	58.7%
41	給食費の集金、支払、未納者への対応	66.3%	60.0%

番号	業務	小学校	中学校
42	学校経営方針の策定、運営施策の企画	94.7%	93.0%
43	校務分掌の作成、各種委員会の企画運営	98.8%	96.5%
44	学校評価の評価項目の設定、報告書の作成	93.1%	95.0%
45	児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	89.5%	86.6%
46	朝の打合せ、学年会議、職員会議、各種委員会等の会議の実施	98.4%	98.0%
47	会議のための事前準備(書類の作成・開催の連絡)、事後処理(議事録、まとめ)	94.3%	95.5%
48	PTA活動に関する業務(活動への参加、会計・事務処理)	98.4%	99.0%
49	学校運営協議会・学校評議員会・学校関係者評価に関する業務	96.7%	97.5%
50	地域との連携に関する業務(地域行事への参加、児童生徒の引率)	97.2%	93.5%
51	地域の学校支援の取組への対応(企画・連絡調整・事後対応)	96.7%	92.5%
52	保護者・地域からの要望・苦情等への対応	99.2%	99.5%
53	学校からの情報発信(学校だより、学校要覧の作成・編集)	94.0%	94.4%
54	学校からの情報発信(学校ホームページの更新、掲載内容の企画)	69.1%	67.5%
55	文書の收受・発出、文書処理簿等の作成	83.1%	86.9%
56	文書の整理・保存、廃棄	89.0%	88.5%
57	国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	99.2%	99.5%
58	児童生徒の在籍管理(名簿の作成、出席簿の記入、月末統計)	71.2%	75.6%
59	月末の統計処理(出席簿)や教育委員会への報告文書(いじめ・不登校・月例報告等)の作成	75.6%	80.0%
60	校務支援システムの保守・管理	59.4%	55.4%
61	出勤簿等の関係関係簿の整理、勤務時間の割り振りなどの勤怠管理	89.8%	94.0%
63	学校予算の予算編成・執行管理	87.8%	83.9%
64	学校予算の購入・支出関係書類の処理(支出命令等のデータ処理)	62.4%	67.5%
65	学校徴収金に関する業務(通知・集金・支払・会計処理)	61.9%	59.2%
66	学校徴収金に関する業務(未納者への対応)	71.9%	71.4%
67	備品・施設の点検・整備、修繕	95.5%	98.5%
68	学校・敷地内の環境整備(清掃・除草など)	93.4%	91.9%
69	備品の購入、施設の整備計画の策定	90.0%	85.2%

■副校長・教頭の従事率(50%以上)の業務に対する負担感率の状況



【従事率】

従事状況に係る設問に関して、「主担当として従事している」「一部従事している」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

【負担感率】

負担感に係る設問に関して、「負担である」「どちらかと言えば負担である」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

学校現場における業務の従事率・負担感率(教諭)

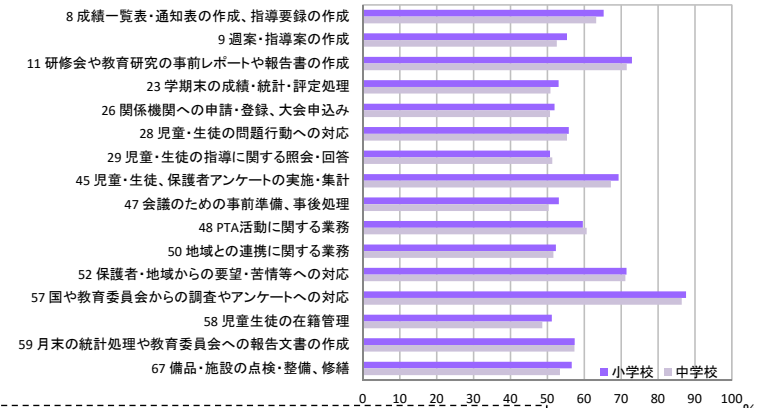
- 「学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け」や「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、「教材研究、教材作成、授業(実験・学習)の準備」、「児童・生徒の問題行動への対応(時間外での家庭訪問、指導を含む)」など、小学校、中学校ともに従事率が90%を超える業務がある。
- 「部活動に関する業務」、「進路指導に関する業務」は、中学校のみ従事率が高い。
- 従事率50%以上の業務のうち負担感率が高いのは、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」、「研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成」、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」等

■教諭の業務ごとの従事率(50%以上)の状況

番号	業務	小学校	中学校
2	時間割の作成、教室等使用割当ての作成授業時数の管理	59.6%	27.2%
4	副教材の採択(選定作業、採択委員会)	55.7%	65.7%
5	学校行事の年間計画の策定、各種行事の企画	66.8%	58.2%
6	学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け	94.5%	92.7%
7	テスト問題の作成、採点	86.6%	93.9%
8	成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成	93.5%	90.6%
9	週案・指導案の作成	96.3%	83.6%
10	教材研究、教材作成、授業(実験・学習)の準備	99.3%	98.5%
11	研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成	83.4%	68.2%
14	職場体験、校外学習等の事前打合せ	76.3%	75.9%
15	学年・学級通信の作成、掲示物等の作成・掲示	93.9%	83.9%
16	宿題、提出物の点検	94.5%	96.6%
17	朝学習、朝読書の指導、放課後学習の指導	90.6%	88.3%
18	欠出連絡や保護者から電話連絡への対応、保護者への連絡(緊急時、周知)	95.4%	95.0%
19	清掃指導、教室等の環境整備	98.9%	98.8%
20	登校・下校指導、通学路の点検	93.8%	85.2%
21	危機管理(不審者、学校侵入への対応)	85.8%	68.5%
22	日々の成績処理(テスト等のデータ入力・統計・評定)	93.9%	94.4%
23	学期末の成績・統計・評定処理	94.8%	94.5%
24	部活動の活動計画の作成	21.4%	78.0%
25	部活動の技術的な指導、各種大会(運動部・文化部)への引率等	28.3%	91.3%
26	関係機関への申請・登録、大会申込み	24.2%	74.0%
27	生徒指導、進路・就職指導等に関する関係機関との連携	48.4%	72.3%
28	児童・生徒の問題行動への対応(時間外での家庭訪問、指導を含む)	91.2%	93.3%
29	児童・生徒の指導に関する照会・回答	58.9%	61.1%
30	特別な支援が必要となる児童生徒への対応	91.2%	83.8%
31	児童・生徒、保護者との教育相談	88.4%	86.4%
32	進路指導に関する業務(進路先データの収集、連絡調整、進路説明会等への参加)	18.2%	55.8%
33	進学・入試に関する業務(調査書・受験書類の作成・点検、合否確認)	19.1%	57.1%
34	進路相談、保護者進路説明会の開催	14.8%	52.8%
40	給食指導・安全管理(アレルギー児童生徒への対応)	66.1%	42.5%

番号	業務	小学校	中学校
45	児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	73.0%	61.1%
46	朝の打合せ、学年会議、職員会議、各種委員会等の会議の実施	90.3%	85.4%
47	会議のための事前準備(書類の作成・開催の連絡)、事後処理(議事録、まとめ)	86.3%	77.2%
48	PTA活動に関する業務(活動への参加、会計・事務処理)	66.2%	58.1%
50	地域との連携に関する業務(地域行事への参加、児童生徒の引率)	58.2%	49.1%
52	保護者・地域からの要望・苦情等への対応	75.3%	70.0%
57	国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	63.6%	52.9%
58	児童生徒の在籍管理(名簿の作成、出席簿の記入、月末統計)	82.4%	67.4%
59	月末の統計処理(出席簿)や教育委員会への報告文書(いじめ・不登校・月例報告等)の作成	62.6%	56.6%
67	備品・施設の点検・整備、修繕	78.8%	66.1%
68	学校・敷地内の環境整備(清掃・除草など)	77.6%	66.9%

■教諭の従事率(50%以上)の業務に対する負担感率の状況



【従事率】: 従事状況に係る設問に関して、「主担当として従事している」「一部従事している」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合
 【負担感率】: 負担感に係る設問に関して、「負担である」「どちらかと言えば負担である」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合
 出典: 教職員の業務実態調査(平成26年度) 58

学校業務の適正化

- 小学校、中学校の別を問わず、「ICTの導入」により業務改善の取組を行っている学校が多い。
- 「ICT導入」により改善を講じている主な業務としては、「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、「児童生徒の在籍管理」等。
- 「事務職員との役割分担」により改善を講じている主な業務としては、「給食費の集金、支払、未納者への対応」や「学校徴収金に関する業務(未納者対応)」、「備品・施設の点検・整備、修繕」等。
- 「地域人材の活用」により改善を講じている主な業務としては、「児童・生徒の問題行動への対応」や「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」等。

■各学校における業務改善の取組内容

※小学校の副校長・教頭、中学校の副校長・教頭、小学校の教諭、中学校の教諭、いずれかで、従事率・負担感率がともに50%以上であった業務について(p19,20参照)、各業務に対して改善策を講じていると回答した学校数(改善策について複数回答が可能であるため、100%を超えている)



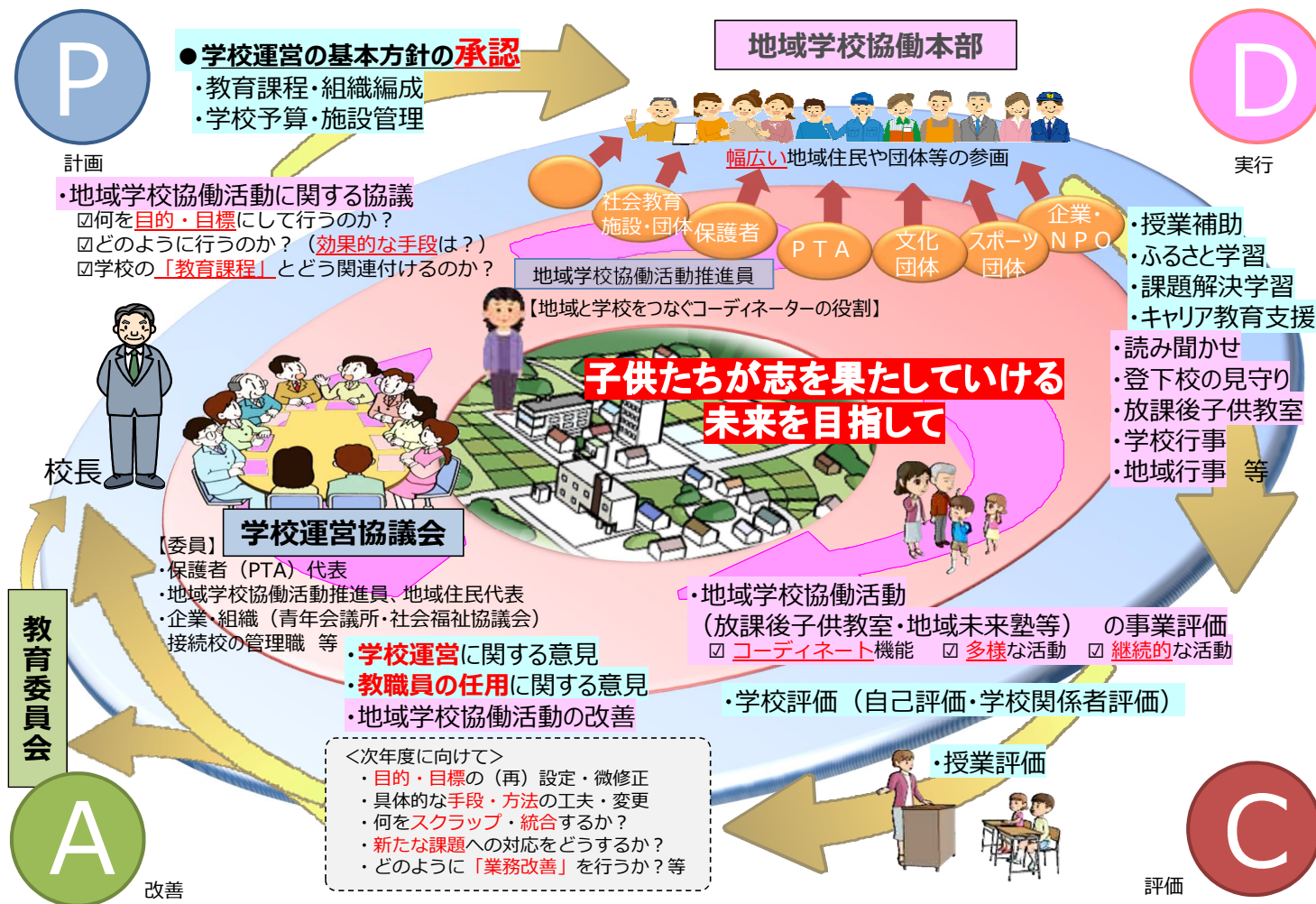
出典: 教職員の業務実態調査(平成26年度) 59

学校に置かれる専門スタッフ

職名	職務内容等	資格	配置状況等	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	8,782人(H29) (※補助金等対象者)	予算補助 (1/3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	2,041人(H29) (※補助金対象者)	予算補助 (1/3等)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師、准看護師 保健師、助産師	1,272人(H28) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	59,714人(H29.5.1時点)	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT)、 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人(H28) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
就労支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、 計58人を配置(H28)	委託事業を実施
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	2,542人(H29.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	41,075人(H29.6-8時点) ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手(ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	5,044人 ※JETのみ(H30.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	7,700人(H30) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
	スクール・サポート・スタッフ	なし	3,000人(H30) ※	予算補助(1/3)
	中学校における部活動指導員	なし	4,500人(H30) ※	予算補助(1/3)

60

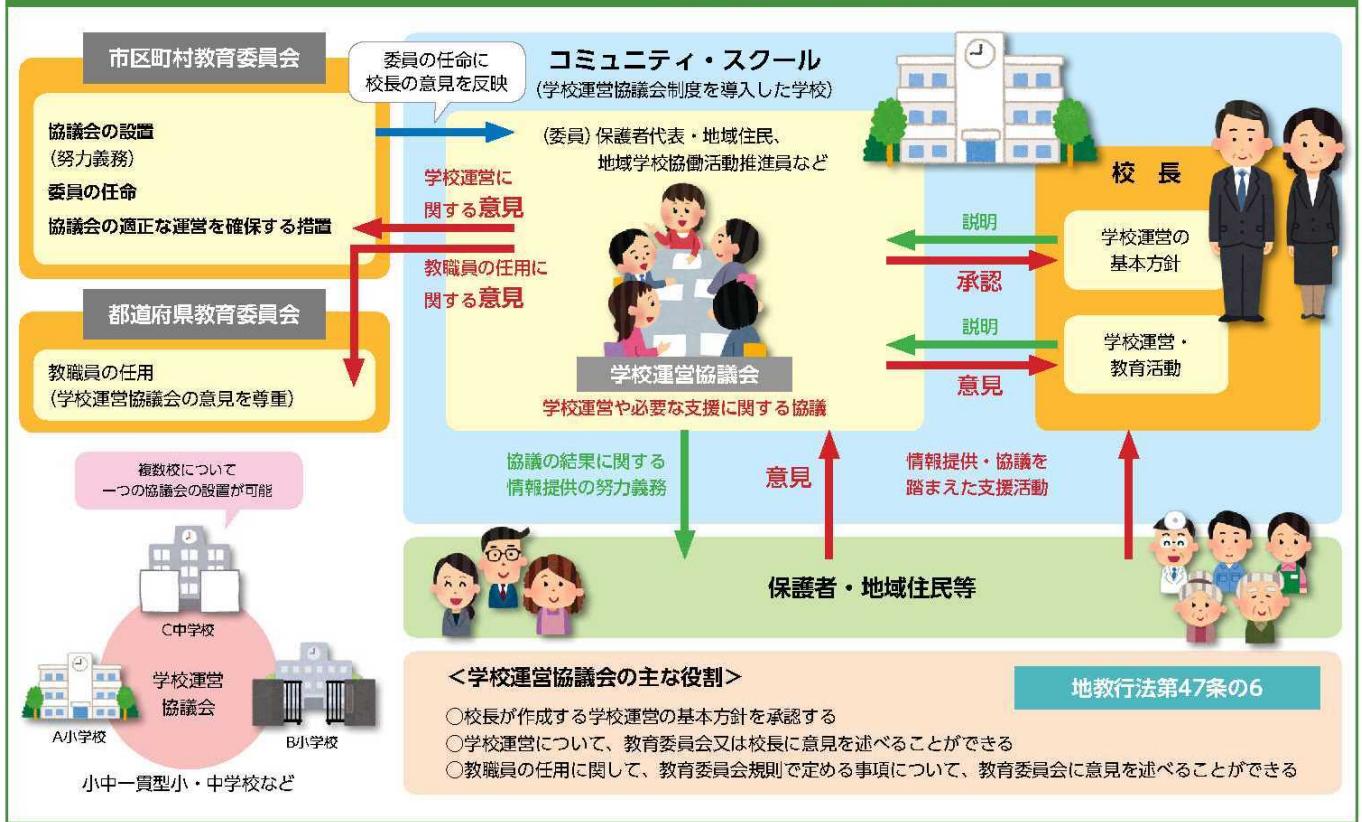
「地域とともにある学校づくり」に向けたコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



61

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の仕組み



コミュニティ・スクールは、育てたい子供像、目指すべき教育のビジョンを保護者や地域と共有し、目標の実現に向けてともに協働していく仕組み。

コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の推進状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校** (平成30年4月1日現在)
全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入
(小・中・義務教育学校16.7%、高等学校・中等教育学校10.7%、特別支援学校9.8%)

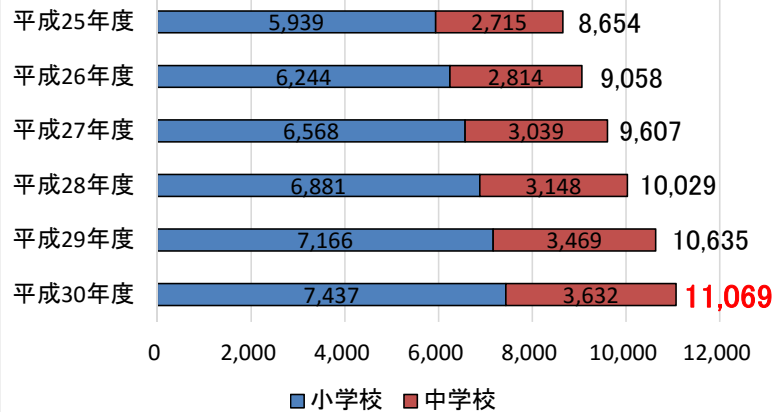


※母数は平成30年4月1日調査で、各教育委員会から報告があった学校数。

地域学校協働本部がカバーする

小・中学校数：**11,069校**
全国の小中学校のうち、**38.2%**の学校をカバー
(29,012校のうち、11,069校)

地域学校協働本部がカバーする小・中学校数



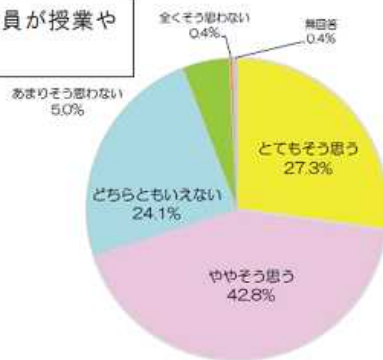
※平成30年度「地域学校協働活動推進事業」の自治体の活用状況を取りまとめた数値。(平成30年11月時点)
平成28年度までは「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」の学校支援地域本部として実施。

目標

- ・全ての公立学校において学校運営協議会制度が導入されることを目指す
- ・全ての小中学校区において地域学校協働活動が推進されることを目指す
(第三期教育振興基本計画 2018年度～2022年度)

地域学校協働活動の実施による学校や教職員への効果

地域住民が学校を支援することにより、教員が授業や生徒指導などにより力を注ぐことができた

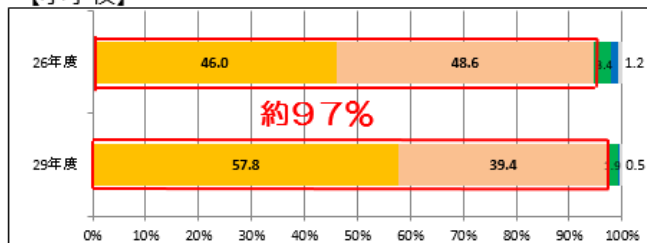


(「平成27年度地域学校協働活動に関するアンケート調査」文部科学省・国立教育政策研究所。上記は学校を対象とする調査結果。)

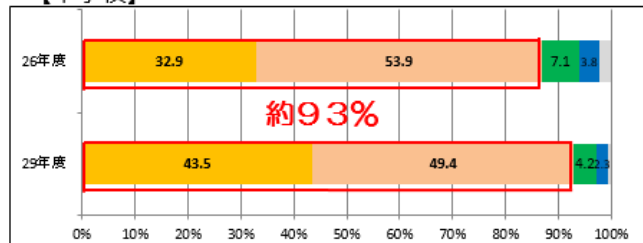
◆ 保護者や地域住民の学校支援ボランティア活動は、学校の教育水準の向上に効果があると思う学校は約9割にのぼる。

■ そう思う ■ どちらかといえば、そう思う ■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない ■ その他、無回答

【小学校】



【中学校】



(平成29年度全国学力・学習状況調査 学校質問紙調査)

学校と地域の役割分担に関する取組例①

○業務分担の例

東京都杉並区立杉並第一小学校

週2日、授業開始前の職員朝会の時間に、各クラスに地域住民が入り、百人一首や計算チャレンジ等の指導を行う「朝先生」の取組を実施。活動終了後、朝先生は日誌を作成し、児童の様子を担任と共有。



岐阜県多治見市立中学校

平日の下校時刻(午後5時)以降と土日祝の部活動を取りやめ、当該時間帯の活動を地域のクラブ活動(生涯スポーツ活動)として実施。クラブ活動は、中学校区を基本単位として保護者や地域の社会人によって設置。部活動からクラブ活動に切り替わる際、指導も顧問から外部指導者に交代。



福岡県春日市立春日西中学校

小中学校、PTA、自治会、警察機関等で、生徒指導上の課題等について課題を共有し、その解決に向けて協働による支援を充実。PTAと地域住民による夜間パトロール、声掛けを徹底。また、臨床心理学専攻の大学生による保健室等登校生徒の学習指導や相談など専門性を生かした取組も実施。



○教員の業務支援の例

秋田県東成瀬村立東成瀬小学校・東成瀬中学校

職員室に地域コーディネーターの席を設置。教員が体験活動等で地域住民の支援を受けたい場合には、「プログラム内容整理シート」に希望する内容・日時・場所等を記載してコーディネーターに渡し、コーディネーターが地域ボランティアと調整。

校長	教頭	教務主任	後援者	サークル
印鑑				

プログラム内容整理シート

月日 平成28年4月21日

依頼者氏名	
プログラム名	
希望内容	運動会です
希望日時	
希望人数 大人/子供	
場所	

プログラムの内容

連絡・調整 4/23 藤井先生(東成瀬中学校)に依頼の電話了解を得る。
5/15確認の電話を入れる

実施日時 5/16(月)10:30~(時間程度)

団体・氏名 市運動会 連絡先 47-2825

※重要事項より指導 指導者も指導者以上に指導が上手になり、高学年は低学年に指導できる児童もおり、指導者を全校で1時間練習する必要があるか検討が必要ではないか。

岐阜県岐阜市立小学校

給食、昼休み、掃除の時間に地域のシニアの方が参加。子供たちとのコミュニケーションの場になると同時に、教員は、当該時間を他の業務(丸付け等)の実施に充てることができ、教員の負担軽減にもつながる。



山口県光市立浅江小学校

保護者等からなる学習支援ボランティアが印刷業務を代行。事前に原本を渡し、依頼された枚数を基に各学級ごとのポストに投函。教員は投函されたプリントを教室に持って行く。週2回平日朝に実施。

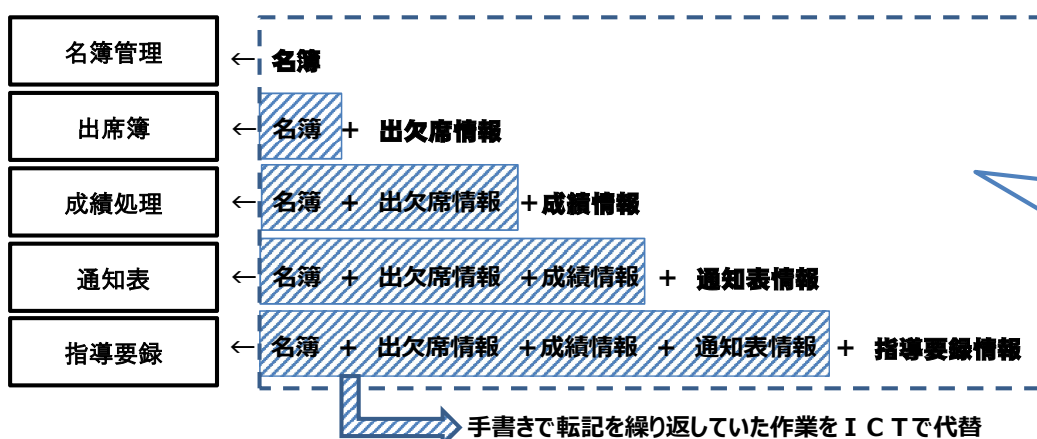


66

校務の情報化 — 統合型校務支援システムの導入 —

- 教員の働き方改革にあたり、ICTの活用による業務改善に期待。
- 「**統合型校務支援システム**」とは、**教務系(成績処理、出欠管理、時数管理等)**、**保健系(健康診断票、保健室来室管理等)**、**学籍系(指導要録等)**、**学校事務系**などを統合した機能を有しているシステムのことであり、「手書き」「手作業」が多い教員の**業務の効率化**を図る観点で有効。また、教職員による学校・学級運営に必要な情報、児童生徒の状況の一元管理、共有を可能とする。
- 小規模自治体の負担や、教員の異動等を踏まえると、教員の業務負担軽減に向けては、**都道府県単位での統合型校務支援システムの導入推進が有効。**

◇ ICT化による業務改善イメージ



他の作業工程と重複する部分など、ICTを活用した校務支援システムの導入等で効率化・作業ミスの防止が可能

「統合型校務支援システム」導入の事例

大阪市教育委員会

大阪市がクラウドシステムの構築により導入

(平成25年3月から31校で試験導入、平成26年度全校稼働)

- ◆職員朝礼や職員会議の開催回数を減らしたり、会議時間を短縮したりするなど校務運営を工夫。
- ◆学校ホームページの作成・更新が手軽にできるようになり、ブログ型の学校日記など日々の情報発信が可能。
- ◆効率化された時間を授業準備や子供と触れ合う時間、子供の作品やノートを見る時間、部活動指導に当たる時間を増やすという教員の声があがっている。



北海道教育庁

市町村がクラウドシステムの共同利用により導入

(平成28年4月から民間事業者サービスを市町村が共同利用、平成28年9月1日現在、38自治体 181校の小中学校で導入、平成29年 管内一斉導入)

- ◆小規模自治体でもクラウド型のシステムを比較的安価で導入が可能
- ◆市町村単独導入と比較して短期間でシステム導入が可能
- ◆県費負担教職員の人事異動情報は、道教委が反映
- ◆全道の校務標準化により、さらに負担軽減(異動時も新たなシステムを覚える必要なし)

※平成27年4月から石狩管内の4自治体28校の小・中学校で、民間ソフトウェアを導入したモデル実践を実施

年間平均換算 **116.9** 時間
一日あたり **29** 分 の軽減!!

軽減された時間で改善されたもの
BEST3!

- 1位 時間外勤務(持ち帰りを含む)の減少
- 2位 授業準備(教材研究)にかかる時間の増加
- 3位 子どもと向き合う時間の増加

68

学校給食費の徴収・管理状況

1. 学校給食費の会計処理の現状 (平成28年度)

学校給食費を公会計処理している学校の割合は24年度より約9%増加しているが、その半数以上で、徴収・管理業務を主に学校が行っている。

【公会計】 39.7%
 └─ 徴収・管理業務は主に自治体が行っている 17.8%
 徴収・管理業務は主に学校が行っている 21.9%

【私会計】 60.3%

2. 学校給食費未納の保護者へ督促を行っている者 (平成28年度)

学校給食費未納の保護者へ督促を行っている者は、学校事務職員に次ぎ、学級担任の率が高い。

(複数回答)

学校事務職員	47.1%
学級担任	46.0%
副校長、教頭	41.0%
校長	20.3%
教育委員会等職員	12.3%

(出典) 文部科学省「学校給食費の徴収状況に関する調査」(平成28年度)
 (対象) 各都道府県において、完全給食を実施している小学校、中学校を、各々50校に1校の割合で算出。
 調査対象実施校の選定に当たっては、学校の規模に関し、児童生徒数200人未満、200人以上500人未満、500人以上の割合が、全国の状況と同じく、おおむね3:3:2の割合になるよう選定。
 また、特定の地域や市町村に集中することなく、各都道府県内の実態を広く反映するよう選定。

国（文部科学省）から学校宛ての定期的な調査

○文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査の件数

定期的な調査の件数 : 平成19年度 34件 → 平成29年度 26件
 上記のうち、毎年度実施の悉皆調査の件数 : 平成19年度 23件 → 平成29年度 11件

○文部科学省が学校を対象として行う定期的な調査（一覧）

悉皆・毎年

- ・地方教育費調査
- ・学校基本調査
- ・学校における教育の情報化の実態等に関する調査
- ・児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
- ・高等学校卒業（予定）者の就職（内定）状況に関する調査
- ・特別支援教育に関する調査
- ・英語教育実施状況調査
- ・体罰の実態把握に係る報告
- ・全国学力・学習状況調査
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査
- ・薬物乱用防止教室開催状況等調査

抽出・毎年

- ・学校保健統計調査
- ・学校給食栄養報告

悉皆・隔年

- ・学校教員統計調査(3年)
- ・余裕教室実態調査(5年)
- ・公立小・中学校における教育課程の編成・実施状況調査(2年)
- ・公立高等学校における教育課程の編成・実施状況調査(2年)
- ・道徳教育実施状況調査(5年)
- ・学校図書館の現状に関する調査(5年)
- ・幼児教育実態調査
- ・高等学校等における国際交流等の状況調査(2年)
- ・日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(2年)
- ・学校評価等実施状況調査(5年)
- ・学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(2年)

抽出・隔年

- ・子供の学習費調査(2年)

※下線は、平成30年度実施の調査
 ※当面の間実施しないものは除く 70

教育委員会から学校宛の調査・照会(例)

(※)以下の件数には、指導通知や児童生徒への配布物などは含まない。

【A市】(※)平成26年度、小学校

依頼元	件数(※1)	主な案件(10件以上のもの)
市教育委員会	208	・教育課程関係: 65 ・人事・福利厚生関係: 52 ・生徒指導関係: 21 ・保健安全関係: 16
県教育委員会	88	・人事・福利厚生関係: 34 ・教育課程関係: 13
計	296	

(※1)当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は12件。

(※2)当該年度における文部科学省からの定期的な調査は15件。

【B市(政令市)】(※)平成28年度、小学校・中学校

依頼元	件数(※1)	主な案件(10件以上のもの)
市教育委員会	小270 中253	・人事・福利厚生関係: 小97・中90 ・保健安全関係: 小40・中19 ・教育課程関係: 小36・中36 ・生徒指導関係: 小16・中16 ・施設関係: 小11・中13
県教育委員会	小37 中36	・保健安全関係: 小11・中7 ・人事・福利厚生関係: 小10・中9
計	小307 中289	

(※1)当該市教育委員会で把握したものに限る。上記の他、首長部局・知事部局からの調査・照会は小65・中63件(うち人事・福利厚生関係: 小47・中47件)。

(※2)当該年度における文部科学省からの定期的な調査は15件。

【主な課題】

- 教育委員会内で把握している情報があるにもかかわらず、同じような調査・照会がくる。
- 必要性が薄れているにもかかわらず、前年踏襲で行われている。
- 学期初めや学期末の繁忙期などにもかかわらず調査・照会がくる。報告・回答まで期限の短いものが突然くる。
- ウェブ上で回答できるものが少ない。

【主な取組】

- 調査の重複を減らすため、教育委員会内で関係情報をデータベース化し共有する。
- ⇒ ○調査の項目・頻度・対象校等を精査する。
- あらかじめ調査の時期や内容等を学校に提示する。学校の余裕のある時期に調査を行う。
- 学校が回答しやすいよう、調査表の工夫やICT化を図る。

中学校学習指導要領(2017年3月改訂、2021年度全面実施) —抜粋—

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

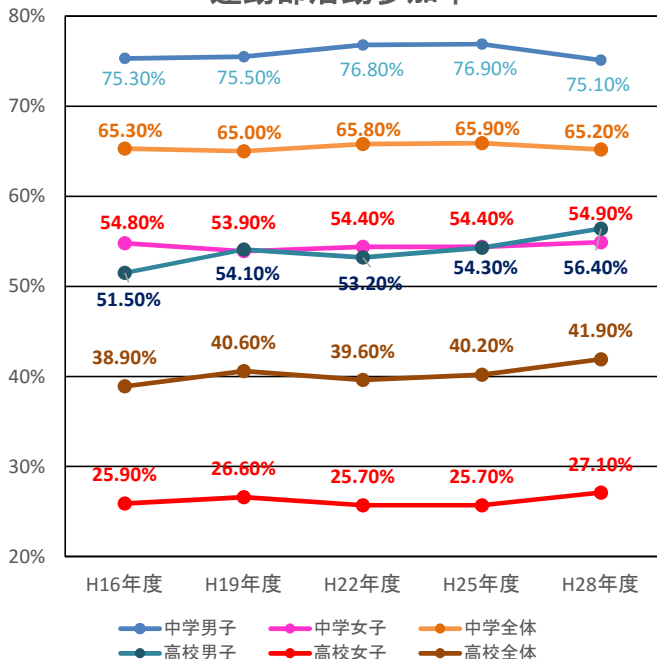
ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校学習指導要領（2018年3月改訂、2022年度入学生より年次進行で実施）においても同内容記載。

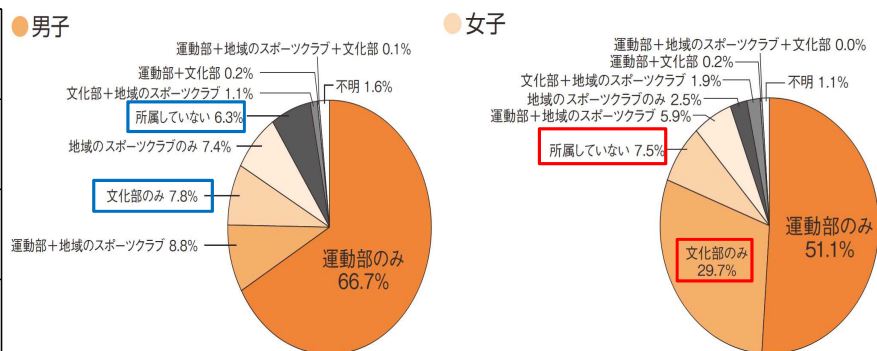
生徒の運動部活動等への参加状況

- 運動部活動等への参加率は、中学・高校ともに横ばいの傾向。
 - 中学2年女子の4割弱が運動部や地域スポーツクラブに所属していない。
- 一方で、それら女子の求める参加条件は「嗜好・興味」「マイペース」「適度な練習日数・時間」が挙げられている。

運動部活動参加率

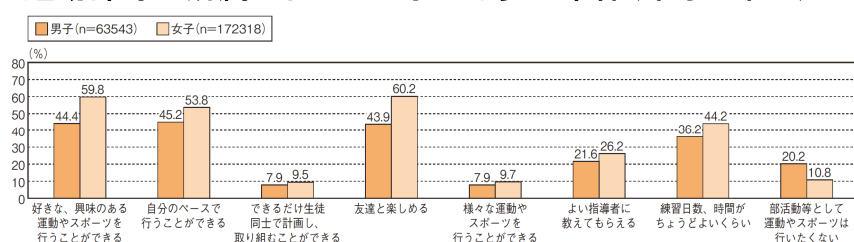


部活動等の所属内訳(中学2年生)



(出典)スポーツ庁「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

運動部等に所属しない人が求める参加条件(中学2年生)



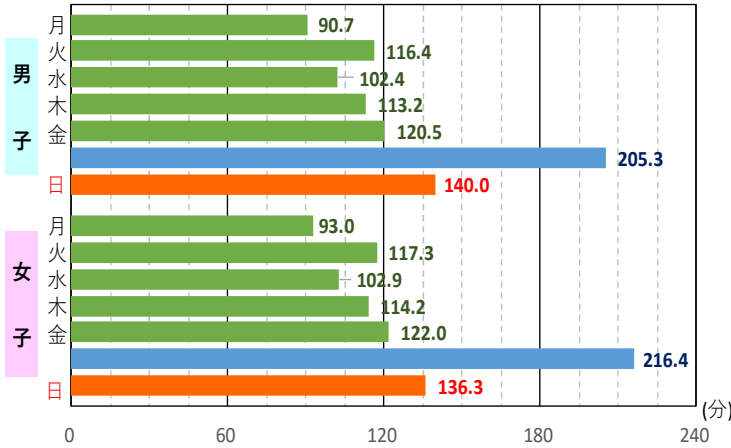
(出典)スポーツ庁「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

(出典) 教育基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟、(公財)全国高等学校体育連盟及び(公財)日本高等学校野球連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

中学校部活動の活動状況

- 中学校の1週間の活動時間は、平日で2時間程度、休日で3時間前後。
- 1週間に休養日を設けていない中学校の割合は22.4%。また、1ヶ月間に土日に休養日を設けていない中学校の割合は42.6%。

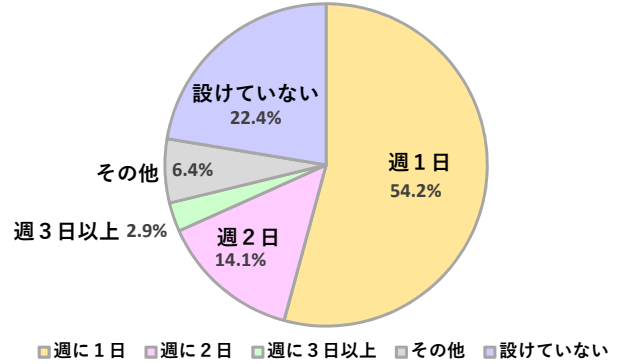
曜日別運動部活動実施時間（中学2年）



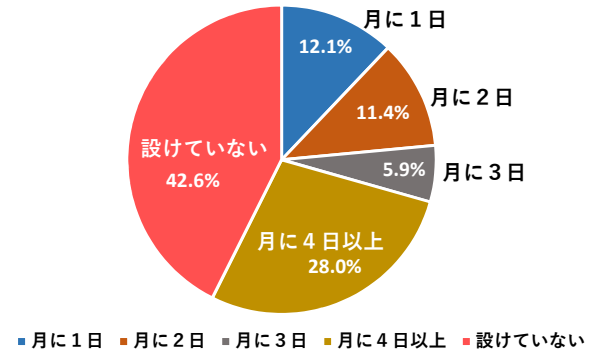
性別	月	火	水	木	金	土	日	平日平均	休日平均
男子	90.7	116.4	102.4	113.2	120.5	205.3	140.0	108.6	172.6
公立平均	91.6	118.6	104.1	115.3	122.6	208.8	143.0	110.4	175.9
私立平均	74.9	75.0	76.8	75.0	81.4	141.0	93.0	76.6	117.0
国立平均	75.8	84.5	58.1	77.8	91.0	156.2	59.8	77.4	108.0
女子	93.0	117.3	102.9	114.2	122.0	216.4	136.3	109.9	176.3
公立平均	94.1	119.6	104.6	116.3	124.2	220.1	139.1	111.7	179.6
私立平均	74.5	76.0	75.7	75.5	80.7	148.8	92.5	76.5	120.7
国立平均	73.4	77.8	55.4	75.8	88.8	149.4	45.5	74.3	97.4

(出典)スポーツ庁「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

部活動の休養日を設定している学校の割合



土日の休養日を設定している学校の割合

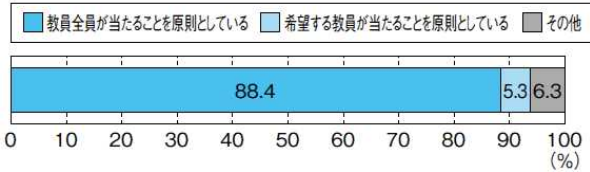


(出典)スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」 74

中学校教諭の部活動に係る勤務状況

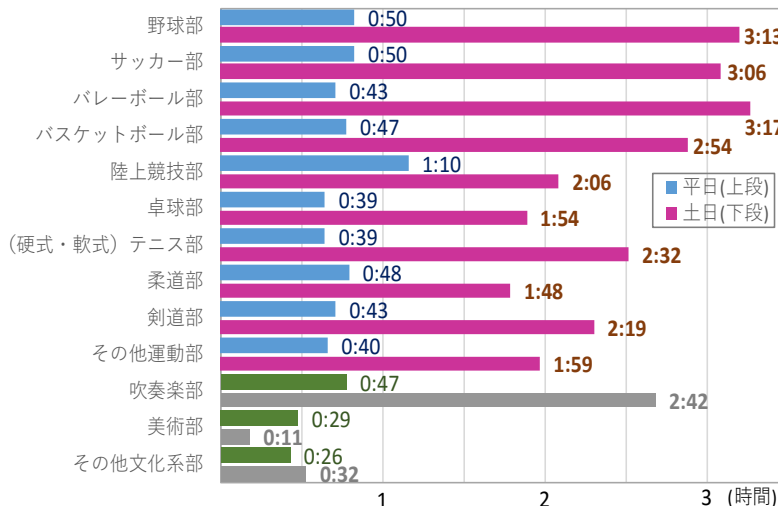
- 中学校では、教員全員が部活動の顧問に当たることを原則としている学校の割合が88.4%。
- 中学校教員の1週間における学内勤務時間は、部活動の活動日数が多いほど長い。

部活動顧問の配置状況

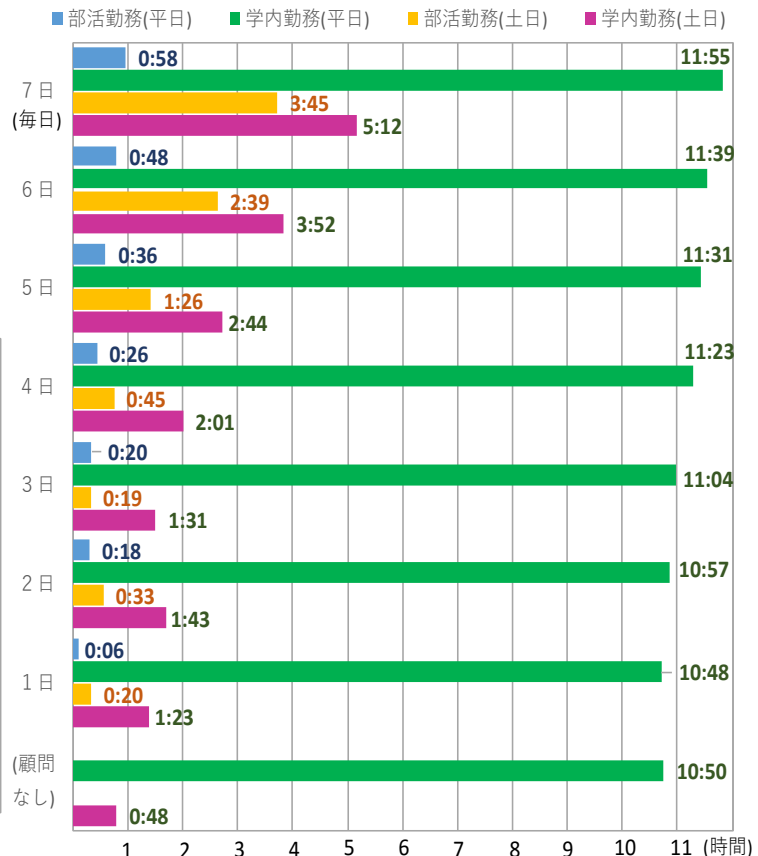


(出典)スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」

部活動種類別 週1日当たりの部活動勤務時間



部活動勤務日数別 週1日当たりの勤務時間



※勤務時間については、小数点以下を切り捨てて表示。

※「教諭」について、主幹教諭・指導教諭を含む。

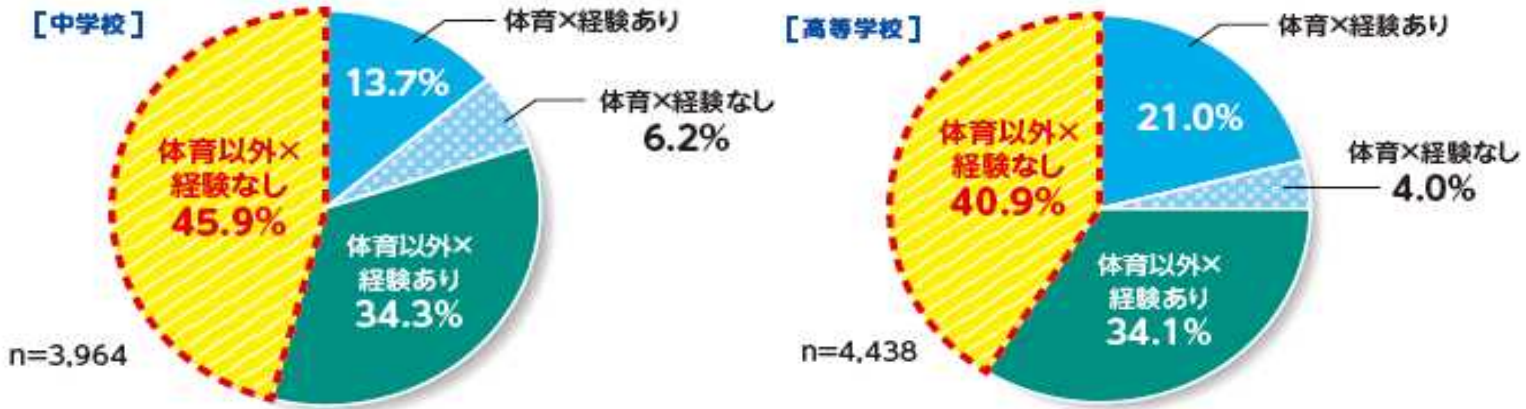
(出典)文部科学省初等中等教育局「教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)」を基にスポーツ庁において作成

運動部活動を担当する教員の競技経験

○ 担当教科が保健体育ではなく、かつ、担当部活動の競技の経験がない教員の割合は、中学校で45.9%、高等学校で40.9%。

担当教科×現在担当している競技の過去経験の有無

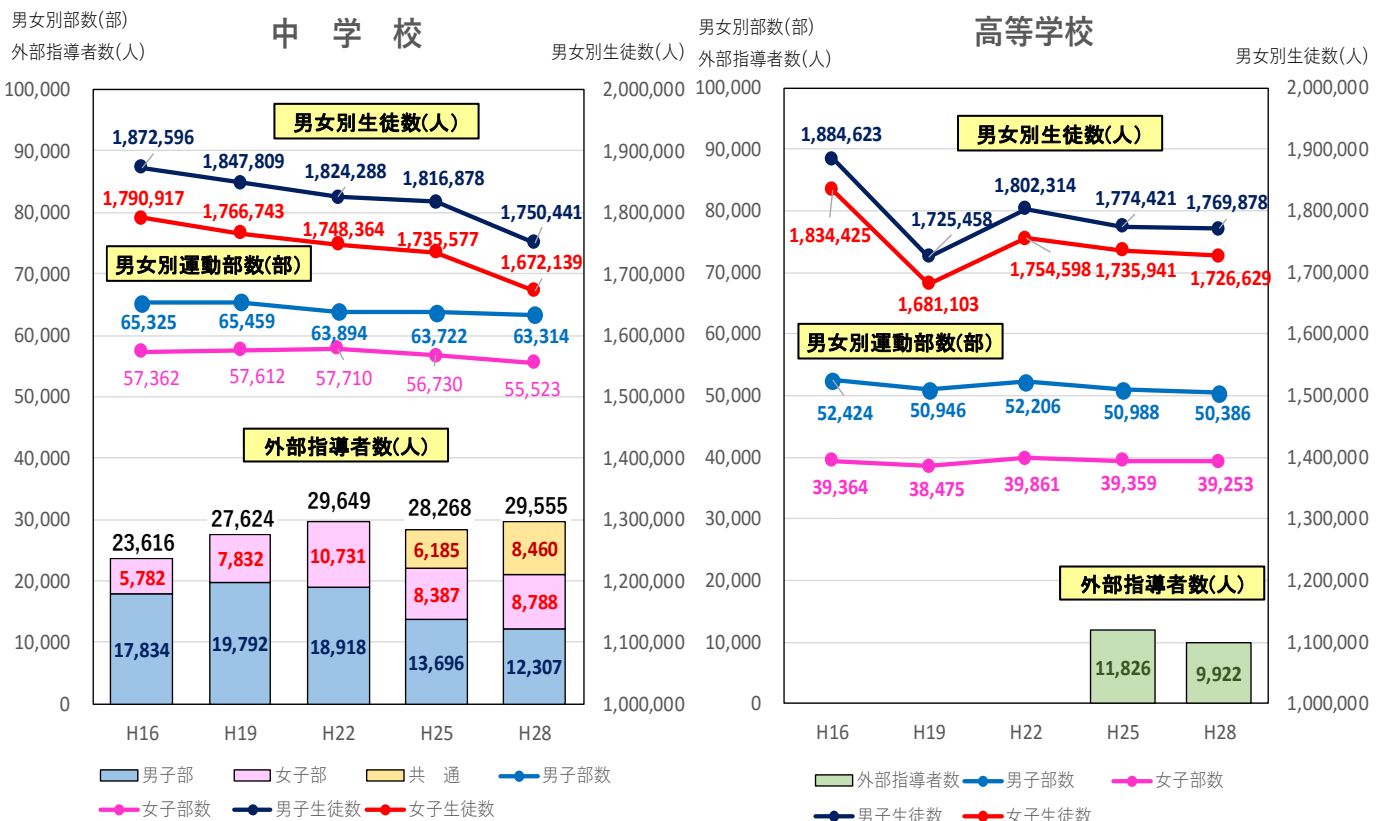
- 体育×経験あり: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育×経験なし: 「担当教科が保健体育」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」
- 体育以外×経験あり: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験あり」
- 体育以外×経験なし: 「担当教科が保健体育でない」かつ「現在担当している部活動の競技経験なし」



(出典) (公財) 日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査(平成26年7月)」

運動部活動における外部人材の活用状況

- 平成28年度に運動部活動の外部指導者を活用した中学校の割合は約70%。
- (出典) スポーツ庁「平成29年度全国体力・運動能力・運動習慣等調査」
- 運動部の数に占める外部指導者の割合は、中学校で約25%、高等学校で約11%。



(出典) 学校基本調査並びに(公財)日本中学校体育連盟、(公財)全国高等学校体育連盟及び(公財)日本高等学校野球連盟の調査を基にスポーツ庁において作成

部活動指導員の概要

- 学校教育法施行規則を改正し、部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする部活動指導員を制度化（平成29年4月1日施行）。

学校教育法施行規則（抜粋）

第七十八条の二 部活動指導員は、中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（中学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する。

※義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については準用規定。

部活動指導員の職務

- (1) 部活動指導員は、学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事する。
- (2) 部活動指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられる。
 - 実技指導
 - 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
 - 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
 - 生徒指導に係る対応
 - 事故が発生した場合の現場対応 等
- (3) 学校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

学校設置者等による体制整備

規則等の整備

- 学校の設置者は、部活動指導員に係る規則等を整備する。
- 当該規則等には、部活動指導員の身分、任用、職務、勤務形態、報酬及び費用弁償、災害補償、服務及び解職に関する必要な事項を定める。

研修の実施

- 学校の設置者及び学校は、部活動指導員に対し、事前に研修を行うほか、その後も定期的に研修を行う。
- 研修は、部活動が学校教育の一環であることなど部活動の位置付けと教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、生徒の人格を傷つける言動や体罰の禁止等について、十分に理解させるものとする。

教職員の負担軽減に向けた取組み



横浜市より提供

① 業務改善支援

■ ICT等を活用した業務改善

- ✓ 学校のHPをCMS化（作成・更新作業の軽減）
- ✓ グループウェアの導入、情報共有モニター設置（職員間の連絡や情報共有の効率化、ペーパーレス化）

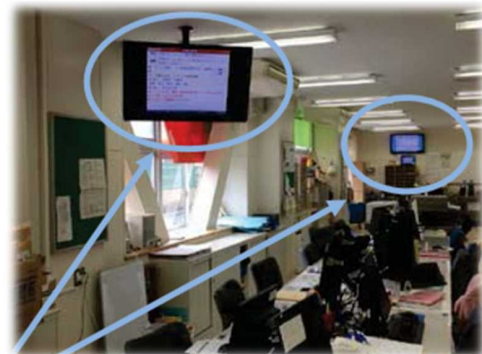
■ 調査・依頼事項の削減

■ 研修の精査・精選

- ✓ 教育委員会主催の集合研修3割削減。目的・内容等の再確認、質を落とさず精査・精選



（グループウェアイメージ）



（情報共有のためのモニター）